

# 高度情報時代 (IoT 時代)、人間を含めて全てのものがインターネットでつながることによる危険から国民を守るための要望書

2017年3月17日

総務大臣 高市早苗 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク  
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号  
東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

## 要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2008年11月27日鳩山元総務大臣に宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪を撲滅するための陳情書」を、2010年2月22日には原口一博元総務大臣に宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するために電磁波の悪用を禁止する法整備等に関する要望書」を、2011年9月22日には川端元総務大臣に宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するために人工電磁波が人間・生物・地球環境にデリケートに影響することを認めて、一般認識とするとともに、その悪用を禁止する法整備等を求める要望書」を提出して、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪へのご理解と、それを撲滅するために要望事項の速やかなる実行をお願いしてまいりました。しかし未だそれに対する回答も頂けなければ明確なる対応も見られない状況にあります。一方で被害者は増えるばかりで1800名に迫っております。しかしこの数は氷山の一角にも満たないことを確信しており、それをはるかに超えて国民的問題に拡大していると考えられます。

高度情報化時代となり、貴省は、ユビキタス社会からIoT（あらゆるものがインターネットでつながる社会）へと銘打って、情報通信白書で進路を示されております。2020年までに530億個もの「もの」をインターネットでつないでいくということですが、人もその対象になることは、生体情報を遠隔から監視できるインプラントデバイスやウェアラブルデバイスの開発が隆盛を極めておりますことから明らかであります。そしてその中継媒体となるのが電（磁）波であります。貴省は電波行政を主管しておりますので、当然、電（磁）波を中継媒体とするIoT社会がもたらす危険、それは人工電磁波が生体に与える影響とIoTデバイスが悪用された場合の影響ですが、それをどこよりも認識して、予防的対策を採るべき立場にある機関であります。これに関して、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は、

その危険を先取りして体験してその窮状を訴えていると考えられますので、注目されるべきものと考えます。被害者の現状を理解すれば、全国民を同様の窮状に陥らせないための対策が急務となっていることをご理解いただけたと思います。そのため高市総務大臣には当NPOの取り組みの重要性をご理解の上、以下の要望事項を速やかに実行して頂きますとともに、本要望書に対する文書でのご回答をお願い申し上げます。

## 要望事項

1. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない電磁的媒体を用いて、特定個人を四六時中つきまとうテクノロジーが使われています。これはサベイランス・テクノロジーによることが考えられ、すでに全ての国民がこの技術の対象になっていることが考えられます。米国とイスラエルには同時に数百万人を監視できるスーパーコンピューターがあることをフィンランド元最高医務責任者ラウニ・キルデ博士が証言しておりますが（添付資料3 p 1）、それはレーダーと一体となっているもので、その走査媒体として使われるのが電（磁）波であります。四六時中行なわれている国民の監視が衛星を使って国境を越えて行われているのか、国内で行われているのかを見極めて、どちらにしても違法な国民監視を阻止するために、それに対処する法整備と、それを見破る監視体制の確立を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。
2. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない電磁的媒体を用いて、脳内で声・音を聞かせ、映像を見せるテクノロジーが使われています。今日の通信技術の最先端は、端末なしに、直接脳内に声・音・映像を送信できるレベルにあることは被害者証言から明らかであります。この技術の端緒はアラン・フレイが行なったマイクロ波聴覚効果の実験にあり（添付資料4）、これを米国陸軍省が追試して確認していたことを『特定の非殺傷兵器の生体効果（添付資料5 p 7）』で情報公開しましたことから、技術的に可能であることが明らかになりました。これがさらに発展していることをラウニ・キルデ博士は「NSAの電子監視システムは同時に何百万もの人々を追跡し操ることができる。私たちの脳は、固有の生体電気共鳴周波数を有しており、それは、固有の指紋を各人が持っているのと同じである。電磁波周波数脳刺激が完全に符号化されれば、パルス化された電磁波信号を脳に送ることができ、思い通りに被害者に聴覚・視覚効果を体験させることができる。これが電子戦争の形である。米国の宇宙飛行士は宇宙に送られる前、彼らの思考を追跡し感情を24時間記録できるようインプラントが実施された（添付資料6 p 3）」と証言しております。本人の意思に反して、直接脳内に声・音・映像を送信することを阻止するために、それに対処する法整備と、このような電（磁）波の悪用を監視できる体制の確立を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。
3. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない電磁的媒体を用いて、人間の生理機能・

運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼすテクノロジーが使われています。これはサイバネティクス技術によるもので、人間の脳を電子回路と見立てて外部のコンピューターと無線でつないでコントロールする技術の悪用と考えられます(添付資料7 p 1)。65年以上前から極秘裏に研究開発が進められてきたもので、今では人間のあらゆる機能を遠隔からコントロールできるまでになっていることをテクノロジー犯罪被害者が証明しているのです。この脳とコンピューターをつなぐ媒体は電(磁)波と考えられますので、本人の意思に反してその連結が為されないようにする法整備、及びつなぎ媒体として用いられる電(磁)波を監視できる体制の確立を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。

4. テクノロジー犯罪には、遠隔から、見えない電磁的媒体を用いて、身体の各部位をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。その命中精度は、動いている人間の各臓器、あるいは手足の指先までピンポイントで攻撃できるレベルにあります。半世紀以上前に行なわれたアラン・フレイの実験で、マイクロ波パルスの照射で、針で刺されたような痛みが生じたことが報告されております。フレイが使った設備を小さくすればマイクロ波兵器となりますが、それが実存することを元諜報部員のカール・クラーク氏が証言しております(添付資料8 p 3)。氏はマイクロ波兵器と呼んでおりますが、これによって熱、体内の焼付き感、痛み、吐き気、恐れを生じさせることができると証言しているのです。このような兵器が諜報活動の世界では17年前には一般的に使われるようになっていたことも証言しております。このようなマイクロ波兵器を使った攻撃に適切に対処できる法整備と、それが使われた場合即座に探知できる監視体制の確立を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。
5. 電磁的媒体で一度に不特定多数の人間が危害を受けた事例としてポケモン事件があります。TVアニメポケットモンスターを観ていた700名を超える子供たちが赤い激しい光の点滅を観て光過敏性発作を引き起こして救急搬送された事件であります。あのかのときの周波数が16Hz弱であったことが確認されております。以前からストロボフラッシュ現象(カメラのフラッシュでてんかんのような症状を発症する現象)は確認されていたことで、15Hzがその症状を引き起こすことを米国陸軍情報保安司令部が情報公開した『特定の非殺傷兵器の生体効果(添付資料5 p 12)』に記されております。光の点滅も電磁波ですので、電磁波に非熱効果があることが明確になったわけであります。貴省は電波が無害であるかのように説明されておりますが、パルス変調することで様々な生体効果が現れることはアラン・フレイの実験で既に明らかになっております。またマイクロ波の専門家バリー・トゥロー氏は1976年には一切証明する必要がないまでにマイクロ波の生体効果が明らかになっていたと証言しております(添付資料9 p 7)。日本でも同様の研究をしていたはずで、いつまでも秘密にして悪用に力を貸すのではなく、国民を守るために、人工電磁波の使い方によっては生体に影響を及ぼす恐れがあると明確に謳うべきであります。そして故

意にポケモン事件のような事件が引き起こされないよう、国民への周知と、適切な法整備を、放送電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。

6. 嫌がらせ犯罪は、ある特定個人に、継続的・組織的に様々な嫌がらせが行なわれるもので、他地域に移動しても行われ、全国的に被害者が存在することから、全国的規模で犯罪組織が存在し（各自治体単位）、組織間の連絡網が完備していると考えられます。その連絡網に既存有線・無線通信回線が使われている可能性があります。具体的には、被害者に不特定多数の人間が群がってくることから、被害者の位置を確認して犯罪実行部隊に知らせる通信技術であります。前出音声送信や身体に刺激を与えて知らせる方法、特殊端末を持たせて知らせる方法などが考えられるところであり、通信行政を主管する貴省には、現存通信網が嫌がらせ犯罪に悪用されていないか徹底調査するとともに、悪用された場合、発見・通報・警察捜査まで一貫して行なうことができる法整備を含めたシステム作りを、通信行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。
7. 嫌がらせ犯罪には何かしようとする絶妙のタイミングで様々な嫌がらせが行なわれることから、監視行為がなければできないことであります。そのため最先端の監視テクノロジー（盗聴・盗撮テクノロジー）が使われていると考えられます。これについて元諜報部員カール・クラーク氏はレーダーを用いた監視を証言しております。レーダーには電（磁）波が使われています。スパイ天国と言われる我国ですので、工作人員による監視行為には注意が払われているべきで、この種のレーダー監視の電（磁）波を感知できる装置を各総合通信局は持つべきであります。カール・クラーク氏はレーダー監視に合わせてマイクロ波兵器による攻撃も証言しております。レーダーやマイクロ波兵器による近隣からの攻撃を人工衛星や IoT デバイスを利用して感知でき警察捜査にも直結できるよう、法整備とシステムの構築を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。
8. テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪、これを表現する言葉の一つとして、米国では「ギャングストーキング」という言葉が使われております。これについて元FBI特別捜査官のテッド・ガンダーソン氏は、1980年代前半から米国の諜報機関が行なっている隠密のプログラムと合致すると証言し（添付資料10 p1）、その手段としてエシュロン・プログラム、カーニボア・システム、テンペスト・システムが使われていることも証言しております（同資料 p2）。米国の被害者も日本の被害者も同じような被害を訴えていることから、この影響が日本に及んでいることが考えられます。そのため当該プログラムやシステムが日本国民に使われた場合、探知し国家間での交渉ができるよう、システムの構築と条約の締結を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。またそれを侵略行為とみなして対処できるよう国際法の締結を、電波行政を主管する貴省の任務として実行して下さい。

9. IOT 技術が悪用された場合に被る被害を事前に認識するために、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者の証言は極めて重要でありますことから、当NPOの訴えを総務省及び関係する各機関の全職員が認識するようにして下さい。そのため、当NPOホームページあるいはユーチューブに掲載してあります第九回・第八回「テクノロジー犯罪被害フォーラム」の録画を全職員が観るように指示して下さい。また説明にも上がりますのでお気軽に声を掛けて下さい。
10. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な総務省及び関係する各機関の全職員に以下のアンケート調査を実施して下さい。そのためにはまず要望事項9を確実に実施する必要がある、その認識をもって両犯罪被害を経験していないか、経験している場合どのような被害か、また加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合どのような行為を強いられたのか、全職員を対象にアンケート調査を実施して集計して下さい。その結果と当NPOのアンケート集計結果とを比較すれば当NPOの訴えを別の面から裏付けることとなります。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体はあらゆる組織に入り込んで影響を及ぼしていると考えられます。その点に関してラウニ・キルデ博士は「軍隊にも諜報機関にもその類の人々が入り込んでいる。スイスの諜報機関の幹部が1999年9月に辞任した。理由は、違法な武器取引に組織を巻き込んだことと、この組織の内部にある別の闇組織を作ろうと画策していたことである。世界的に潜入したこの闇組織は、世界の主要な諜報機関の内部で「タコ型」の活動（潜伏活動）を展開しており、マフィアやテロリストとも共同作業を行っている。闇組織は、すべての重要政府機関、国家および地方行政機関から人材をリクルートしている（添付資料3 p4）」と証言しております。これは貴省も例外ではないと考えますので即刻このアンケート調査を実施して関係者を排除して下さい（貴省は旧自治省と郵政省の業務を引き継いでおりますので各自治体や全国の郵便局にも同様に対処するよう指導して下さい）。
11. 貴省が促進する国民総背番号制はインプラント型通信デバイスとサイバネティクス技術の悪用によって国民絶対管理に道を拓く恐れがあります。米国の元上院議員ジョン・グレン氏は米国の製薬会社が製造する医薬品にブレインチップが混入されていることを明らかにしました（添付資料11 p2）。これを放置して行き渡らせてしまいますと知らないうちに全人類が奴隷化されてしまう恐れがあります。しかし既に多く人が犯罪主体の意思次第でテクノロジー犯罪の対象になり得る状態に置かれていること確信致します。日本の製薬会社がこれに組することがないよう、また東芝のように米国のつけを払わされることがないよう厚生労働大臣とともに徹底指導していただきますとともに、ナノレベルのインプラント通信デバイスを含めて全ての通信デバイスに人間に危害を与えるプログラムが施されないよう、また危害を与えるように働かないものとするよう徹底指導して下さい。さらには指導通り生産されてい

るか確認するための検査体制の確立と、問題が発生した場合の調査体制の確立、輸入品も同様に扱う体制づくりを、国民総背番号制を主管する貴省の任務として、法整備を含めて実行して下さい。

- 1 2. テクノロジー犯罪の原因調査の過程で285MHz付近の強い電磁波環境に置かれていることを自宅（千葉県八街市八街ほ230番地）で確認しました。これはクラニシ製電界強度計LA-310を用いて計測した結果明らかになったもので、その発信源は地元NTT基地局であることも分かりました。NTT基地局は近隣の街（佐倉市・東金市）にもありますので同じ方法で計測しましたところ同じように285MHz付近で強い電磁波を計測することができました。この結果をもって関東総合通信局に相談しましたところ、それはNTTのポケベルサービスに提供している周波数であるとの説明でした。しかしこの電界強度計ではその電磁波の強さは計測できませんので専門業者にお願いしましたところ（2006年7月26日実施）、自宅で86.5デシベル、NTT基地局付近では104.8デシベルが計測されました（添付資料12）。しかし不思議なことは、LA-310で計測を始めて行なった2005年7月頃には同周波数で針が振り切れることはなかったのであります。これはその後が強くなったということで、なぜ強くしたのかが問題であります。このポケベルサービスは2007年3月31日をもって終了しておりますので、同年4月2日の計測では確かにその周波数での強い電磁波は計測されませんでした。2009年時点では近隣にあるNTT以外の携帯基地局からの電磁波もかなり弱くなってLA-310の針がほとんど振れなくなっている現状にあります。このことから、携帯基地局から恣意的に強力な電磁波を出せることが明らかになりました。これに対処するのは電波行政を主管する貴省の責務であります。104.8デシベルという値をどのように判断されるのか、貴省の見解を明らかにして下さい。またそのように強い電（磁）波に切り換えた意思の発露を明確にすることはテクノロジー犯罪主体の解明にもつながると考えますので徹底調査して結果を公表して下さい。
- 1 3. 貴省はスマート社会に向けて進路を採りスマートメーターの設置を促しております。また消防法を改正して住宅用火災警報器の設置を平成16年から義務化して実施しております。それに加えこれからスマート社会を構築していく様々なデバイスが国民監視やテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の道具として使われないよう徹底的なチェックが必要であります。逆にこれらデバイスが外部からの監視電波や攻撃電波を捉えた場合、本人に警告して記録し、同時にしかるべき機関に通報して即刻捜査ができるよう、法整備を含めたシステム作りが為されるべきであります。特に携帯網・無線LANシステム・TVアンテナ・携帯端末等、全てのアンテナ群にこの機能を付与するよう法整備をして下さい。また貴省が認めた電波の使用範囲から外れた働きをした場合には、各地総合通信局に自動通告して、警察捜査にもつながるよう、法整備を含めたシステム作りをして下さい。そのようにしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の発

見と撲滅につながるデバイスにして、国民の安心・安全に寄与するスマート社会の構築を目指して下さい。

- 1 4. スマート社会構築にあたって、国民が置かれる電磁波環境の生体への影響を十分考慮して進めて下さい。これに関して、添付しました『マイクロウェーブ技術の危険性』で、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏は、1976年には何の証明も要らないまでにマイクロ波の生体効果が明らかになっていたと証言しております。日本でも同様の研究結果が存在しておかしくありません。一般にはファントム実験のことだけ紹介されておりますが、公にされていない研究結果も俎上に挙げて検討し、それでも人体に安全であるとの確約をもって推進することを情報通信白書に謳って進めて下さい（同氏の『バリー トゥロワー氏米国公立学校でWiFi 使用を禁止する方向への改正宣言（添付資料13）』も参考にして下さい）。
- 1 5. テクノロジー犯罪被害者は見えない電磁的攻撃媒体を遮断することで正常に戻ることが考えられますので、貴省関係各機関にあります、電波暗室、磁波暗室、超伝導シールドルーム等に無償で入室体験できるようお取り計らい下さい。

#### 添付資料

- |  |    |
|--|----|
| 1. 被害者1772名居住県表  | 1枚 |
| 2. 『確認被害者1400名アンケート集計結果』                                 | 1部 |
| 3. 『マイクロ波によるマインドコントロール 人権とプライバシーを奪う<br>現代の拷問および支配のメカニズム』 | 1部 |
| 4. 『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』                        | 1部 |
| 5. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』                                       | 1部 |
| 6. 『マイクロチップインプラント、マインドコントロール、サイバネティクス』                   | 1部 |
| 7. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』                               | 1部 |
| 8. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』                              | 1部 |
| 9. 『マイクロウェーブ技術の危険性』                                      | 1部 |
| 10. 『元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』                             | 1部 |
| 11. 『故ラウニ・キルデ博士発言集』                                      | 1部 |
| 12. 『八街市NTT基地局電磁波計測結果』                                   | 1部 |
| 13. 『バリー トゥロワー氏米国公立学校でWiFi 使用を禁止する方向への改正宣言』              | 1部 |
| 14. 『高温超電導体による磁気シールドとその応用』                               | 1部 |
| 15. 2008年11月27日鳩山元総務大臣に宛て陳情書                             | 1部 |
| 16. 2010年2月22日原口一博元総務大臣に宛て要望書                            | 1部 |
| 17. 2011年9月22日川端元総務大臣に宛て要望書                              | 1部 |
| 18. 当NPOパンフレット   | 1部 |

19. 当 NPO チラシ

1 枚

以上